

制限外積載・設備外積載の 審査要領が変わります!!

平成31年統一地方選挙より、選挙運動用自動車に係る制限外積載・設備外積載の審査要領が変わります。

警察署で積載状態の車両を実査していましたが、書面による審査になります。

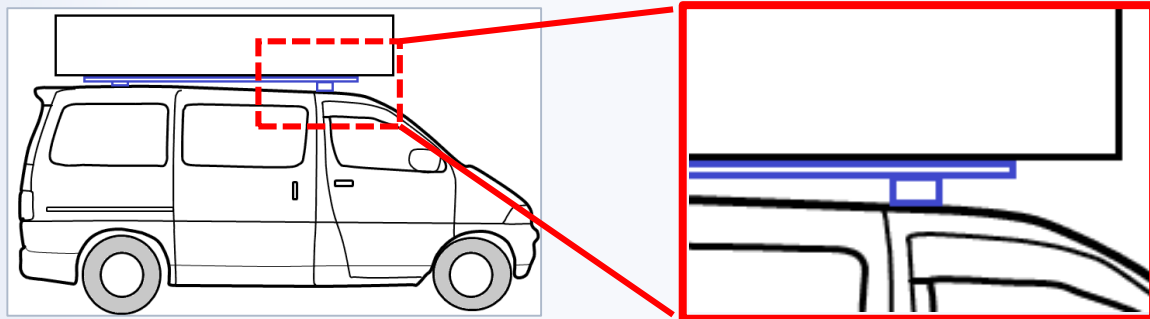
申請の際には以下の書類をご用意いただくようになりますのでご注意ください。

必要書類

- 許可申請書（2部）
- 車検証の写し
- 積載状態の車両写真（前部、後部、側面）または三面図
- その他必要と認められる書類 [注1] [注2]

[注1]： 設備外積載に該当する可能性がある場合は、積載部分の詳細な写真が必要となります。

写真は下記の拡大図のように積載方法がわかるものをご用意ください。



[注2]： 車両の運転者が複数の場合で申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載したものをご用意ください。

※注意点※

本審査は、公職選挙法の適否を判断するものではありません。
公職選挙法に関するお問合せは選挙管理委員会へお願いします。

手続きについてご不明な点は岡山県警察本部または管轄の警察署までお問合せください。